

## はままつ太陽光発電クラブ運営規約

### (目的)

第1条 はままつ太陽光発電クラブ（以下「本会」という。）は、本会の会員が浜松市内で行う温室効果ガス排出削減活動により削減された二酸化炭素排出量を、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（平成25年4月17日制定。経済産業省、環境省及び農林水産省）に定める認証委員会からJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に資することを目的に活動する。

### (管理及び運営)

第2条 本会の運営及び管理は、浜松市が行う。

2 本会の代表者は、浜松市産業部カーボンニュートラル推進課長とする。

### (入会申込)

第3条 本会に入会しようとする者は、「はままつ太陽光発電クラブ入会申込書」（様式第1号）に当市が交付する対象システムに係る補助金の申請書類等の設備導入を確認できる書類の写し等を添えて、当市に提出するものとする。

### (入会資格)

第4条 本会に入会しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 浜松市内に存する住居において、住宅用太陽光発電システムを設置していること。
- (2) 発電量等が表示できるエネルギー表示器を有し、発電実績の報告に協力すること。
- (3) 住宅用太陽光発電システム以外の逆潮流する自家発電システムを設置していないこと。
- (4) 上記(1)の事業に登録する対象システムを、他の排出削減事業等に登録していないこと。
- (5) 太陽光発電設備の利用による環境価値（二酸化炭素削減効果）を本会に譲渡すること。
- (6) 発生したクレジットの寄附に対する税制上の減免措置について、当市が特段の対応をしないことに同意すること。

### (業務の内容)

第5条 会員は、第1条に規定する目的のために、次に掲げる業務を浜松市に委託する。

- (1) J-クレジット制度認証委員会へのプロジェクト登録申請に係る業務
- (2) J-クレジット制度認証委員会への排出削減実績報告（J-クレジットの認証申請）に係る業務
- (3) 認証されたJ-クレジットの換価に関する業務
- (4) 地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等への活用に係る業務

(報告)

第6条 会員は、浜松市から実績報告の要請があった場合は、発電実績等を浜松市が指定する方法(様式第2号)で、浜松市宛に報告するものとする。

2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を浜松市に報告しなければならない。

(1) 対象システムが損傷又は焼失したとき。

(2) 対象システムを処分(売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするとき。

(退会)

第7条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、浜松市に「はままつ太陽光発電クラブ退会届」(様式第3号)を提出するものとする。

2 本会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の退会措置をとることができる。

(1) 第4条に定めた入会資格を喪失した場合

(2) 会員が本会の目的に著しくふさわしくない行動をとった場合

(会費)

第8条 本会の会費は、無料とする。

(会員資格の有効期間)

第9条 会員資格の有効期間は、入会日から8年間とする。

(規約の改定)

第10条 本規約は、会員の事前承諾を得ることなく必要に応じて改定できるものとし、変更後の規約については、適宜会員に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 会員から得られた個人情報は、本会の業務遂行のためにのみ利用する。

(事務局)

第12条 本会の事務局を浜松市産業部カーボンニュートラル推進課に置く。

令和7年4月1日制定